

○財務省告示第四十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年一月二十八日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年二月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百四十一回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定

四 発行方法

振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札発行と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場を特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札の募入の決定を財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

初
期
利
子

(一) 年

一・七パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加の第二
式により算出した金額を第
十号の規定する日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{39}{365}$$

(二)

発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の
座に記載又は記録されるもの
に、ついで、前記(一)の算
出の金額から、当該乗
額に百分の二十・三を乗
じ、た金額(ただし、三
を發行時に、おいて、取
る場合、居住者又は外国
よる場合には、前記(一)
の算式に、居住者又は
住者又は外国税人が適用
する所得税の税率を乗じた
金額を控除することができる。

平
期
と
成
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し

十五
 第二期以後の利子
 償還期限
 償還金額
 元利支
 払場所
 入札参加
 者
 払込期日

た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。

平成四十四年十二月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年一月二十八日